

薬 第 2772 号
令和8年8月18日

各保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第10条第1項に基づく知事指定薬物の指定
について（通知）

このことについて、令和8年8月18日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年3月20日条例第10号）第10条第1項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物4物質が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和8年厚生労働省令第131号）で新たに指定された物質と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して10日を経過した日（令和8年8月28日）から施行されることから、同条例第11条第1項の規定により、同省令の施行日に指定は失効します。

問合せ先
薬物対策グループ 永石、内田
電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- ・ 公益社団法人 神奈川県医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県歯科医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- ・ 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- ・ 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- ・ 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- ・ 神奈川県麻薬卸売協会会長
- ・ 神奈川県製薬協会会長
- ・ 神奈川県精神神経科診療所協会会長
- ・ 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会神奈川支部長